

第3回教育委員会定例会会議録

令和6年3月19日（火）

場 所：教育委員室

出席委員	教 育 長	雨 宮 和 人
	教育長職務代理者	操 木 豊
	委 員	大 野 孝 儀
	委 員	佐 藤 有 里
	委 員	篠 原 朋 子

出席職員	教 育 部 長	橋 本 祐 幸
	教育総務課長	石 田 進
	教育施設担当課長	島 崎 健 司
	教育指導支援課長	荒 西 岳 広
	指導担当課長兼総合教育センター所長	川 畑 淳 子
	生涯学習課長	井 田 隆 太
	食育推進・給食ステーション所長	土 方 勇
	公 民 館 長	清 水 周
	図 書 館 長	氏 原 恵 美
	指 導 主 事	小 島 章 宏
	指 導 主 事	小 柳 津 章 文

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 令和6年国立市議会第1回定例会について	口 頭 説 明
議案第11号	国立市学校運営協議会規則案について	
議案第12号	令和6年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について	
議案第13号	くにたち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について	
報 告 事 項	2) 国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて	
	3) 国立市地域学校協働活動推進員設置要項案について	
	4) 市教委名義使用について(9件)	
	5) 要望書について(1件)	
議案第14号	国立市立学校薬剤師の委嘱について	秘 密 会
議案第15号	教育委員会職員の人事異動について	秘 密 会
議案第16号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	秘 密 会
議案第17号	国立市文化財保護審議会委員の委嘱について	秘 密 会
議案第18号	国立市スポーツ推進委員の解嘱について	秘 密 会

○【雨宮教育長】 それでは、皆様、こんにちは。本日は午前中、中学校の卒業式がございました。委員の皆様も参列していただきました。大変ありがとうございました。私は第三中学校に行かせていただきました、生徒約 130 人が巣立っていったということでございます。全体で 1 時間 50 分くらいかかったのですが、最後のほうで「卒業生巣立ちの言葉」という、本当に最後の最後の出し物があったのですけれども、だんだん生徒の皆さんも最初どっかかという、そんなに表情が変わらなかったのですが、笑顔が出た後に結構涙も出てきて、すごくいい式になったなと思いました。今日そのときのそのままの格好で来ています。祝意を示して、白いネクタイをつけさせていただいたまま、卒業した皆さんの門出を祝いたいという思いで、このような姿で今日進めさせていただきますので、よろしく願いしたいと思いません。

そこで、各校に各委員さんが参列をして頂いていますので、簡単にちょっと報告を頂けると、いつもとは違うのですが、ありがたいと思いますので、第一中学校、操木委員からお願いできますでしょうか。

○【操木委員】 私は一中のほうに篠原委員と 2 人で参加させていただきました。一口で言いますと、とても素晴らしい卒業式でした。まず落ち着いていたということと、134 名の卒業生ということだったので、その 134 名の中には 4 名の A 組の子どもたちが入っているのですが、非常にしっかりと、一番最後のクラスですので、最後の卒業証書も読み上げてもらう、この 1 人が最後、最初と最後ですから、その中でもしっかりと受け止めていて、本当に 3 年間の学びのすばらしさというのを感じました。

田中校長先生は 1 年目の校長だったのですけれども、非常に落ち着いて、しっかりと子どもたちを説得するお話をされてましたし、私もうなずいて聞いておりました。非常にいい校長の式辞がありました。

その後、在校生から送る言葉があったわけなのですけれども、これが 2 年生、もう私たちがこれからしっかりやっていきますという決意を、お世話になったお礼とともに述べていましたけど、その決意もすごく伝わってきましたし、また、それを受け止める卒業生も「よろしくね」とそういった気持ちでもって聞いてくれていたのではないかなと思いました。

そして、今度は自分たちがお別れの言葉を言って、代表の子どもが言ったのですが、これもまたさすが、すごいなと、卒業する中学生の 15 歳というのはすごいなと、そんなことを感じました。

そして、最後のほうで、合唱、中学の卒業式ではやるのですがすけれども、その合唱は本当にすばらしくて、一中の合唱のすばらしさをまたここで改めて感じました。

私もすぐ拍手しようかと思ったのですが、拍手ができなくて、後ろのほうからぱらぱらと出た、そのときぱっと一気に拍手が盛り上がり、みんな伝えたかった気持ちがすごく表れていまして、それこそその会場が 1 つになったとてもすてきな卒業式だったなと思いました。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、第二中学校について、大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 卒業生は 184 名だと記憶しています。5 クラスあるので結構大所帯だと思います。

式の内容は、今、聞きました一中と似ていて、いろいろな子がしゃべって、そして合唱があり、ということでした。話をする中には A 組の生徒もいました。それで、すごくみんな名残り惜しいという感じがひしひしと伝わってきて、結構涙を流している男の子もいましたし、充実した中学生生活だったのだなと、そのあかしかと思えます。

こちらまで何か厳肅な雰囲気になりましたけれども、すばらしい卒業式だったと思います。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。急遽のご提案、ご報告、ありがとうございます。

大体国立市内 450 人くらいの生徒が巣立っていったということだと思います。皆様もこれからの活躍を祈念したいと思います。

それから、いつもどおりの報告といたしますか、挨拶をさせていただくのですが、桜のほうは、当初の予定ですと、あした辺り開花宣言かなみたいに聞いていたのですがけれども、この寒さで 24 日くらいになりそうだということを今、報道では言っております。25 日が小学校の卒業式になりますので、そのときに少し花が開いているといいのかなと思ったところがございます。また、今日は令和 5 年度の最終の定例会ということになりますので、皆様、また審議のほうをよろしく願いできればと思います。

それでは、これから令和 6 年第 3 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議録署名委員を操木委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。

○【雨宮教育長】 よろしく願いいたします。ありがとうございます。審議に入ります前に、本日の審議案件のうち、議案第 14 号「国立市立学校薬剤師の委嘱について」、議案第 15 号「教育委員会職員の人事異動について」、議案第 16 号「臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）」、議案第 17 号「国立市文化財保護審議会委員の委嘱について」、議案第 18 号「国立市スポーツ推進委員の解嘱について」は、いずれも人事案件ですので、秘密会といたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そのように取り扱わせていただきます。



○議題（１） 教育長報告

○【雨宮教育長】 それでは審議に入ります。最初に教育長報告を申し上げます。

2月20日、第2回定例教育委員会を開催いたしました。

2月22日、この日から3月22日の日程で国立市議会第1回定例会が開催されております。

25日、市内の野球チームである国立ヤングスワローズ50周年記念式典が芸術小ホールで開催され、参加してまいりました。

27日、文化芸術推進会議を開催いたしました。

28日、社会教育委員の会を開催いたしました。

29日、教育委員会連合会研修会が東京自治会館で開催されました。

3月に入りまして1日、市民スポーツ講演会。これは体育協会と文化・スポーツ振興財団の共催でございましたけれども、芸術小ホールで開催をされ、参加をしてまいりました。

2日、第三中学校学習総合発表会が開催され、出席してまいりました。

4日、食育推進・給食ステーションにおいて、食育授業を実施し、一小の児童が参加いたしました。

5日、北秋田市派遣教員報告会。小学校と中学校の先生が矢川プラスで、北秋田市とオンラインでつないで報告会を開催いたしました。

6日、予算特別委員会がこの日から11日の日程で開催されました。

7日、食育授業として第八小学校の児童が食育推進・給食ステーションで授業を受けました。

9日、この日、市内の居場所の1つである「はたけんぼ」において修了式が開催され、参加してまいりました。市内の小学校の校長先生、副校長先生も参加されておりました。

12日、校長会を開催いたしました。

同日、公民館運営審議会を開催いたしました。

13日、総務文教委員会が開催されました。

14日、副校長会を開催いたしました。

同日、スポーツ推進委員会を開催いたしました。

16日、家庭教育講座ということで、キャッシュレス時代における家庭での金銭教育と題して講座を開催いたしました。国立市役所においての対面並びにWEBでの参加ということで、計30人の方の参加を頂きました。

同日、矢川プラス1周年記念シンポジウムで、「安心して学び合える園・学校をつくる」という題で矢川プラスにおいて、事業団の汐見先生、星山先生、並びに井本先生という元教員の方ですけれども、この方々をお招きして講演会が開催され、出席してまいりました。

18日です。コロナが明けたということで、国立音楽大学附属小学校の卒業式に出席してまいりました。46人の児童の皆さんが卒業されました。また、公立とは違った雰囲気、私は初めて私立の小学校に参加させていただきましたけれども、やはり音楽大学附属ということがあって、始めと終わりに歌があるという、公立とは違う、すごく和やかな雰囲気で開催された式であったなと感じたところでございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想などございますでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 教育委員会連合会研修会に出席させていただいて、教育の変遷をお聞きすることができて、寺子屋での学びから、今の教育に至ったというところで、今ある教育は昔必要だった寺子屋からのつながりで基盤ができていて、それを生かしていくのがいいのではないかとということで、これから1人1人を伸ばす教育について考える機会になったなと思いました。

北秋田市の派遣教員報告会にも出席させていただいて、熊が出て来たときに先生方が研修に行かれたそうで、その登校の様子も配慮して、ご家庭が協力しながらやっている様子もお聞きして、国立ではないことだなと思いましたし、グループで調理して鍋づくりをしているというお話を小学校でも中学校でも聞いて、とても作って食べる、一緒に鍋を囲んで食べる経験をしているのだなと思って、食材もおいしそうで地域性を感じました。

あと「はたけんぼ」修了式では、市内の先生方にも参加させていただいて、子どもたちもうれしそうでしたし、歩みの代わりに評価は文章と写真で1枚にまとめてお渡しすることができました。ちょっとだけできるようになったことだったり、得意なことやチャレンジしたことを記して、保護者の方たちも前に出てそれを受け取っているというだけで、成長を感じたという感想も頂いたり、子どもたちもダンスやイラストコンテストを自分たちで企画して発表する場になったので、ちょっとだけ頑張る時間を過ごせたかなと思っています。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 予算特別委員会を録画あるいは中継で見させていただきました。非常に多く教育問題が取り上げられていたと思います。

そのうちの1つは、フルインクルーシブ教育についてですけれども、そこでの理念というのは、障がいのある子たちに対して区別をしたり、差別をしたり、それはまずいと。それから、その子たちの様子を知

らないというのも私自身はまずいことなのだなと思います。その理念と、したがってそういうみんなで共に学んでいく環境を作るといことと、それから個別最適な学びの場を保障する。その両輪というのですかね、そのことが必要かなと思いました。

1つのたたき台とっていいのかどうなのか、方針を出したところで、いろいろな委員の方がそれぞれの市民の声を聞きながらの発表だったと思いますので、そんなに一足飛びにどんどん進む話ではないと当初から思っておりましたので、丁寧な話し合いをしながら、一步一步進めていくことが必要になるのかなという感想を持ちました。

それから、あとほかの問題として、やはり前回のこの定例会でもちょっと触れたのですが、不登校の問題ですね。不登校の親御さんたちは多分その横の結びつきがないと不安になると思うのですね。ここである議員の方が提案されていたのは、そういう親の会というのですかね、そういう横の連携で情報をいろいろ共有したり、それからそこに例えばスクールカウンセラーみたいな人を呼んできて、そこで講義を聞くのもいいだろうし、あるいは昔、小学校や中学校で不登校だった人が大人になって「いや、俺はあのときは行かれなかったけれども、こうやって切り抜けて、今は立派にやっているのだ」なんていう、そういう話が聞けると、すごく明るい話題になるなと話を聞いていて思ったのです。

質問なのですが、私が今、言ったようなこういった事柄に対して、国立市では今、こういう取組があるのだ。親御さんに対してですね、不登校の。あるいは今後に向けてこのようなことを実行していきたいのだということがもしありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○【雨宮教育長】 では、不登校児童生徒への対応ということでご質問ができました。

川畑指導担当課長、お願いいたします。

○【川畑指導担当課長】 今現在、保護者の横のつながりといった部分では、1つは、教育支援室「さくら」に通われている児童生徒さんの保護者にはなってしまうんですけど、そこで保護者会といったものが横のつながりというか、そういう場にはなっているのかなと思っています。

ほかには、学校外の子どもの居場所として、さっきも出てきましたけれども、例えば「はたけんぼ」のところでも、焚火の会とって保護者のつながりを持てるような会があったりとか、ほかでも子ども家庭部が関連している子どもの居場所事業に関係している居場所でも、やはり保護者を対象とした、呼び方は様々なのですが、保護者の会みたいなものを持っているところはございます。

今後についてなのですが、1つは、総合教育センターになっていますので、そこが不登校の支援の情報発信も含めた拠点となるように、例えば保護者の会のようなものを催す計画をして開催する。そのほかにも地域の中でも保護者を対象としている会があるので、そういう集約したものを情報提供するといったようなことを来年度は整備をしながら情報発信していきたいと今、計画しているところです。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 全国的に不登校は物すごく増えているということは、データ的にも上がっていますし、それに伴って親御さんも大変不安でしょうから、今、言われたようなことで、ぜひ充実した保護者会を行っていただきたいなと思います。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 先ほど教育委員会の連合研修会のお話が出ましたが、私はその講師の話もとてもよかったのですが、あそこの連合研修会とか連合会の会に行きますと、他地区の委員さんといろいろな

情報交換といえますか、そんなことができていいなと思っています。今回もいろいろな話ができただけです。そういった意味で、連合の教育委員会はすごく大事にしていきたいなと新たに思ったところです。

2点目として、先ほど私立の卒業式の話が出ましたが、たしかに私立の卒業式というのは、私も実際に公立と私立と両方の卒業式に関わったことがあって、違いがあるなということを感じました。それぞれの特色を出しているのかなということ、そのことをまた置き換えてみますと、今日、一中の卒業生の姿を見ていて、この前生徒会の役員と話したときに制服の話とか、ネクタイの話ですとか、リボンの話とか出たのですが、一中生はこうなのだなとか、今の三中生は学生服だろうなとか、いろいろなことを考えていたのです。

1つ、質問なのですが、この前中学生の中で、よその学校はブレザーでいいなとか、学生服でいいなとか、リボンがあっていいなとか、ネクタイがあっていいなとか、よく出ていたのですが、今、制服とかそういったものについて、各学校の中でちょっと検討しようとか、そんな話が出ているものなののでしょうか。それとも全くそういうことは何もないのか、その辺の状況を後で分かる範囲でいいですので、教えてください。それが1点目です。

それから、矢川プラスの話が出ましたが、私も時々ぞくぞくですけども、矢川プラスは子どもたちも大人もたくさん利用していて、すごくいい施設ができて、1年間たって充実してきたのですが、その中で汐見理事長もそうですし、それから星山先生もそうなのですが、NHKのEテレの「すくすく子育て」という番組の中でかなり出ていました。その中で矢川プラスも紹介されたりとかしたことがあるのですが、非常に今、矢川プラスの活動は充実しているといえますか、使っていただいているということがいいのかなと思って、もう1年、またこれからこの1年を振り返ってさらに充実していくにはどうしたらいいのかなということをお話させていただいているようですが、また引き続き盛り上げていただければありがたいなと思っております。

それから、さらに別の話ですけども、給食ステーションを八小の子どもたちが見学したというお話がありましたけど、そのときの様子を少しお聞かせいただけるとありがたいなと思います。

以上ですけど、よろしく願いいたします。

○【雨宮教育長】 それでは、ご質問を2点頂きました。まず1点目は、中学校の制服あるいは標準服ですかね。見直しの取組の有無を分かる範囲内ということでした。

小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 各中学校で校則の見直しに関しての話だったり、そういったものは耳にするのですが、制服、標準服の見直しというところに関しては、現段階で要望は上がっていませんね。

○【雨宮教育長】 荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 男女の、女性用のズボンであるとか、そういったところの検討等は進んでいて、実際にそういうのを導入しているところもありますし、タイミング、タイミングで見直していくことは考えられていると思うのですが、何か今、新しく直近でこういった計画があるということはないですね。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、2点目です。八小の子どもたちが食育ステーションに行ったということですね。

土方給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方給食推進・給食ステーション所長】 実は、この週は大変忙しくて、4日の月曜日に一小の2年生のことがあって児童が来まして、7日の八小の前日の、認定こども園の富士見台団地風の子の子ども

たちも試食に来たという、大変給食の時間を過ごす団体が多かったという週でございました。特に八小に関しては学校が遠いものですから到着が遅れまして、本当に昼前から昼過ぎぐらいに到着したのですが、皆さん場所が違うせいか非常に楽しく施設見学とかをしながら、給食もほぼ完食しておりました。

食べながら、栄養士はうち7人いるのですが、2名現場に入っているものですから、5名全員で対応して、巡回しながら箸の持ち方とか、もともと魚に骨はあるのだよとかというお話をしながら、ビデオなんかも見まして、非常に楽しく帰っていったということで、校長先生もぜひこれ続けていきたいし、次回は1時間目から来たい。あるいは給食が終わった後も個人授業をやってみたいなど、そういう計画もしてみたいなというお話をされて、大変満足して帰っていかれたと思っております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 今、遠いから時間がかかって大変だったというお話もあったのですが、私はいかようにも分らないのですが、よその地区では市内巡りというときに、バスとかをチャーターして、そして給食センターを見たりとか。要するに自分たちが住んでいるところとちょっと離れたところ、意図的に離れたところの市内に行ったりとかするのですが、そういったことも考えてあげられたらいいなという思いだけ伝えておきます。

以上です。

○【雨宮教育長】 分かりました。ありがとうございます。では、篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 私も教育委員会連合会の研修会については、宮崎先生という、以前武蔵野市の教育長を務められ、現在、文科省の主任視学官をなさっている方のお話で、先ほど佐藤委員がおっしゃられた本当に丁寧に資料を基に歴史を振り返ってくださり、かつ、今の教育の在り方ということについても十分にコメントをしてくださっていました。

いろいろなことが変わっている中で、不易の教育、変わらないことがずっとあるという、その中で大切にしたいことがあるというお話がとても印象的でした。初めての経験でしたが、こういう場もあるのかということも勉強させていただきました。

3月はいろいろなことがありましたが、「はたけんぼ」の修了式も残念ながら行けなかったりとか、ちょっと残念でしたが、今日の一中の卒業式の中で、卒業式ではなく、進路のお話を校長室で伺ったときに、今年の卒業生は、北は釧路から新潟、広島と全国的にいろいろなところに進学をしている。中にはスポーツで、ある意味引き抜かれたといいましようか、そういう生徒さんもいらっしゃるということも伺いましたし、本当に進路が多様になっているなということを一昔前と比べてつくづく感じました。

いろいろな選択肢があるということはいいことだと思いますし、一方で別れの言葉の代表の中のコメントにあったのですが、やはり受験というのがすごくプレッシャーになっている中学3年生という姿もありまして、これだけいろいろな生きる力とかいろいろ言われている中で、ここで言ってもせんないのかもしれないけど、高校入試の在り方ですとか、ひいては大学入試の在り方なども含めて、トータルな教育の設計が本当は必要なのかなということも改めて感じさせていただきました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見、ご感想を伺いましたので、次に参りたいと思います。



○議題（２） 報告事項１） 令和６年国立市議会第１回定例会について

○【雨宮教育長】 それでは、報告事項１「令和６年国立市議会第１回定例会について」に移ります。
橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 それでは、「令和６年国立市議会第１回定例会について」、ご報告申し上げます。

本定例会は、令和６年２月２２日から３０日間の会期で開催しております。初日の本会議では、教育費を含む令和５年度一般会計補正予算案等、市長提出議案２８件と陳情２件が提出され、一部の即決案件を除き、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託されました。

２月２７日には、市長施政方針表明に対する会派代表質問が行われました。２月２８日から３月４日までの４日間は一般質問が行われました。２０名の議員が一般質問を行い、このうち１３名の議員から教育に関わる質問がありました。

社民・ネット・風、中谷議員より、包括的性教育について。新しい議会、石井議員より、フルインクルーシブ教育について。公明党、山口議員より、給食ステーションにおける地元産農産物の活用について。みらいのくにたち、望月議員より、学校施設の課題について。子どもの意見を取り入れることについて。更衣室、１人１台端末、学校給食、学びの保障に関して。フルインクルーシブ教育について。国立図書館の図書利用カードの電子化について。社民・ネット・風、古濱議員より、学校に行かない・行けない子どもたちへの支援について。フルインクルーシブ教育について。立憲民主党、稗田議員より、給食のアレルギー対策について。公明党、香西議員より、学校給食における保護者負担軽減に向けての新たな助成制度創設を問う。社民・ネット・風、藤田議員より、給食費の無償化について。新しい議会、藤江議員より、フルインクルーシブ教育は本当によい教育手法なのか。１人１台端末について。社民・ネット・風、関口議員より、GIGAスクールの個人情報の取り扱いについて。耕す未来@くにたち、小川議員より、学校運営協議会規則案について。フルインクルーシブ教育の理解のためにコミュニティ・スクールが核としてどう使われるか。文科省が推進し、市教委が導入する校長の方針による学校を核とした地域づくりではあまりにトップダウンではないか。こぶしの木、上村議員より、フルインクルーシブ教育を考える会の成果とその成果を踏まえたフルインクルーシブ教育の基本方針について。東大バリアフリー研究開発センターとの連携協力協定及びスーパーバイザーの評価と２０２４年度に向けた取組について。国立の小中学校の中での取組の現状について。就学相談の問題、幼児教育との連携について。コミュニティ・スクールの課題について。日本維新の会、中川議員より、通信教育家庭をはじめとするリカレント教育について。市の教育行政の支援について。フルインクルーシブ教育について。大阪関西万博に関する図書館の取組について。

３月６日から１１日までの４日間は予算特別委員会が行われ、令和６年度の各会計予算案が審査されました。３月１３日に総務文教委員会が、１４日に建設環境委員会が、１５日に福祉保険委員会が開催され、本会議からの付託案件が審査されました。

教育委員会関係では、総務文教委員会で国立市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案、教育費補正予算案を含む令和５年度一般会計補正予算（９号案）及び国立の都市計画をイコモスの文化遺産に登録を冠する陳情が審査され、提出した議案は全て可決、陳情は不採択となりました。

３月２２日に最終本会議の開催が予定されており、その中には国立市教育委員会教育長の任命に伴う同意について及び国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についての議案が追加議案として審議される予定でございます。

以上、令和６年国立市議会第１回定例会の報告でございます。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。市議会報告が終わりました。ご質問、ご感想などございますでしょうか。よろしいですか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 市議会の中で、教育のことについての質問なり意見が大変多かったことについては、私たちとしてはありがたいことだと受け止めたと思います。

いろいろな方面で、フルインクルーシブのこともそうだと思いますけれども、市の中での課題について、あるいはこれからの方向性について、市議会の皆さんのご意見などをまた参考にしながら、私たちができることは何なのかということは何れにやることが大切かなと改めて思いましたので、頂いたことを丁寧に拝見しながら、受け止めながら進めていきたいなということを改めて思っております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 私も同じでして、ネットのほうで聞かせていただいたのですが、本当に教育に対する関心も高い。議員さんが高いということは市民の皆さんが高いということなのですが、そして、どうすれば子どもたち1人1人が大切に教育の場を与えることができるか、そういった視点でもって皆さんが真剣に協議をされていて、そのことにまず感謝を申し上げたいと思いますし、また今も出ましたが、やはりよしとする人と、いやそれは心配だという人と、両方の意見がたくさん出ていましたけれども、それらを私たちも踏まえていろいろなことを検討していかなくてはいけないなという思いもありましたし、最終的に子どもたちのためという視点では、皆さん一緒なのかなということを感じました。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に参りたいと思います。



○議題（3） 議題第11号 国立市学校運営協議会規則案について

○【雨宮教育長】 議案第11号「国立市学校運営協議会規則案について」を議題といたします。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、議案第11号「国立市学校運営協議会規則案について」説明をいたします。

本議案は、学校と保護者、地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組むため、国立市立学校に学校運営協議会を設置し、その運営に関し必要な事項を定める学校運営協議会規則を制定するものです。

本議案は議決後、本規則に従って学校運営協議会を設置した学校は、いわゆるコミュニティ・スクールとして運営してまいります。

議案を1枚おめくりください。規則の内容についてポイントを絞ってご説明をいたします。

第1条、設置については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づいて、国立市教育委員会が、学校ごとに学校運営協議会を置くことと規定してございます。

第2条、組織等については、委員10人以内をもって組織いたします。委員は、（1）から（4）の地域住民、生徒または児童の保護者、地域学校協働活動推進員、その他対象学校の運営に資する活動を行う者、教育委員会が適当と認める者ということで、教育委員会が任命いたします。

教育委員会は、校長から申出があったときには、委員の任命について、当該校長の意見を聞くものとしております。

第3条、委員の身分については、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員といたします。

第4条、任期については1年とし、再任は妨げません。

少し飛ばしまして、第10条、委員の報酬については、条例の定めるところにより年間1万2,000円としております。

第13条、対象学校の運営に関する基本的な方針の承認については、(1)から(3)教育課程の編成に関する事、学校経営計画に関する事、校長が必要と認める事項としております。

第14条、意見の申出として、対象学校の職員の任用に関する事項を規定しております。特定の職員の任用に関する事項を除くとともに、教育委員会等に意見を求めるときは、あらかじめ校長の意見を聞くものとしております。

第15条、評価につきましては、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うこととしております。

第16条、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置として、教育委員会は必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより対象学校の運営に支障が生じる、または生じるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために、必要な措置を講じなければならないとしております。

本規則の説明は以上です。本議題について可決を頂きましたら、令和6年度の4月より国立第四小学校及び国立第三中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしての運用を始めるとともに、令和8年度までの2年間において、ほかの市立小中学校の学校運営協議会を設置していく予定でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、よろしくお願いいたします。

○【操木委員】 こういったものは載せなくてはいけないものなのかよく分からないのですが、感想として第8条の(3)の中に、傍聴人は会議の進行を妨げる行為をしてはならないと、ここに書かなければいけないもの、当たり前というか、私はそんな心配があるというか、その辺がすみません、ちょっとそういう条例とかに疎いものですから、本当に感じとしてここにあって書くというのは何か意味があるというか、ちょっとどうなのだろうなと思っただけでして、特に。時間をかけるほどでもないと思います。

○【雨宮教育長】 それはご意見でしょうか。質疑でしょうか。

○【操木委員】 こういうものが必要なのでしょうかという質問です。

○【雨宮教育長】 質問ということですね。

荒西教育指導支援課長、よろしくお願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 こちらは他市と、ほかのところの文言等を一応整理させて頂く中で、やはり公開するという形になったときに、この規定を1つ入れておくことによって混乱を生じさせないという意図を持って入れることにしているものでございます。

当たりのことではあるのですが、何かあったときは、これを根拠に妨げないようにしてください

いという形でお伝えをするような、そういった趣旨でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。分かりました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにごございますでしょうか。

国立市では初めての取組になるということでございますので、様々あると思いますけれども、先行事例を積み上げる中で、よりよいものにしていけるようになってほしいなと思いますので、また適宜教育委員会のほうにも情報提供させていただければなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第11号「国立市学校運営協議会規則案について」は可決といたします。



○議題(4) 議案12号 令和6年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について

○【雨宮教育長】 次に、議案第12号「令和6年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について」を議題といたします。

小島指導主事、お願いいたします。

○【小島指導主事】 それでは、議案第12号「令和6年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について」、ご説明をさせていただきます。

国立市教育委員会では、教育課程編成の重点として、「一人一人がその子らしくいられる環境づくりと教育活動」として、以下の5点を最重点項目として示しております。

第1に、子どもの人権を大切にする教育活動の推進。第2に、「国立市のフルインクルーシブ教育の方向性」を踏まえた取組の進展。第3に、学校生活満足度調査を活用した魅力ある学校づくりの推進。第4に、一人一人の状況に合わせ学びの充実を図る授業改善。これは個別最適な学びと協働的な学びの推進とさせていただきます。そして最後に、地域と連携した教育活動の充実。以上の5点としております。

これらを踏まえ、3月1日金曜日に受付をしております。これより教育課程の内容を重点とする教育目標と、それに関する具体的な取組についてポイントを絞って簡単に説明をさせていただきます。

それでは、資料に基づきご説明をさせていただきます。

まず、初めに国立第一小学校です。重点とする教育目標は、「自分で考え、すすんで活動する子」です。具体的な取組の1つとして、1人1台端末の活用による個別最適な学びと協働的な学びを推進することや、児童に寄り添う特別支援教育を推進し、健康で社会の変化に主体的に対応する資質能力を育みます。市の研究奨励校1年目となります。

続きまして、国立第二小学校です。重点とする教育目標は、「あたたかく」です。一人一人がその子らしくいられる教育環境を実現すべく、人権教育や道徳教育の充実を図り人間関係形成力を育みます。12月には新校舎への引っ越しもあり、新しい教育環境での学びが始まります。

続きまして、国立第三小学校です。重点とする教育活動は、「思いやりのある子」です。他者との協働や仲間への共感、集団への貢献、互いの助け合い等の機会を通じて、思いやりや人と関わることの楽しさを感じることができる豊かな心を育みます。

続きまして、国立第四小学校です。重点とする教育目標は、「正しく判断し行動できる子」です。特別活動を校内研究の中心に据えること、また、全教育活動において、個別最適な学びと協働的な学びを一体

的に充実させ、人や社会、自然環境等と協調しながら新たな時代に新たな価値を創造しようとする力を育みます。令和6年度よりコミュニティ・スクールの取組が始まります。

続きまして、国立第五小学校です。重点とする教育目標は、「助けあう子」です。多様性を認め、社会の変化に応じて生じる様々な課題に主体的に向き合える資質能力を育み、問題解決型の学習の充実や交流及び協働学習を推進していきます。

続きまして、国立第六小学校です。重点とする教育目標は、「なかよく助け合える子」です。スタートカリキュラムの工夫により、幼・保・子ども園から小学校へのスムーズな接続や、集団生活を通して社会性を身につけ、協働できる子を育成します。

続きまして、国立第七小学校です。重点とする教育目標は、「やさしく」となります。令和5年度の研究奨励校として培った道徳科の授業改善をさらに充実させることを通して、自己を見つめ、多面的・多角的に考えられる子を育みます。

続きまして、国立第八小学校です。重点とする教育目標は、「共に生きる子」です。人権教育の精神を基盤とし、これからの社会を担う一員として、自主的・協働的な態度と実践力を育むために、児童が目的意識を持って他者と協働できるような行事を計画するとともに、ほかの園や学校との連携を充実させ、教育活動をより一層の充実を図ってまいります。令和6年度は市の研究奨励校2年目となります。

続きまして、中学校になります。国立第一中学校です。重点とする教育目標は、「自ら学び、考え、自主的な行動をしよう」「思いやる心をもとう」です。令和6年度は、東京都の人権尊重教育推進校の指定を受けており、教育活動の中で様々な人権課題について、普遍的、個別的な人権課題と向き合い、より深く考えさせる教育支援に取り組み、人権を尊重する意識を高めてまいります。

続きまして、国立第二中学校です。重点とする教育目標は、「自ら進んで正しく行動し、互いに高め合い学習する生徒の育成」です。1人1台端末を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、生徒の資質能力を育みます。また、生徒が主体的にルールづくりに参画できる環境を整えていきます。

最後に、国立第三中学校になります。重点とする教育目標は、「自ら考え正しい判断のできる人」、「思いやりの心をもって助け合う人」です。生徒自らが人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となるために教科横断的な学習や、生徒自らが考える学校ルールの見直しなどの取組を推進いたします。令和6年度は、市の研究奨励校2年目となります。

続きまして、特別支援学級です。特別支援学級においても、学校の教育目標を達成することは、通常の学級と変わりません。特別支援学級は障がいのある児童生徒も自立共生社会の形成に向けて整えられた環境下において、個人に応じた指導を行います。また、共に学ぶ機会として、交流及び協働学習の実施、特別支援学級指導員による支援、連続性のある対話や学びの場の整備を一層進めてまいります。

続きましては、小中学校の特別支援教室になります。小学校全校に特別支援教室「はばたき」、中学校全校に特別支援教室「かがやき」を設置し、教員が巡回して指導を行います。在籍校と巡回指導教員との連携を密にし、個別指導や共通な指導を通して、児童生徒の学力や在籍確認における集団適応能力の伸長を図ります。

教育課程について説明は以上ですが、国立市立学校の管理運営に関する規則第3条に定められている学期の期間について、令和6年度は小中学校ともに二学期を3日早め、8月28日に始業式を実施いたしますので、本教育課程届出をもって校長からの申出を受理するとともに、8月の授業日は二学期に位置づけることとなります。

また、当規則の第4条2項に定められている休業日に授業を行う際、例えば土曜日授業公開、運動会で

すとか、夏季休業日の野外体験教室などについても、本教育課程の受理をもって委員会の許可といたします。

説明は以上となります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 1ページ目の(5)の「地域と連携した教育活動の充実」というところなのですがけれども、二中の開かれた学校づくりで授業を公開したり、あと学校評議員委員会を3回くらい実施するということが書いてあるのですがけれども、何か地域との連携による教育活動の充実ということで、ほかにない具体例とか、あるいはこんな特色のある地域との連携があるところがあれば教えてください。

○【雨宮教育長】 では、第二中学校の地域連携とか、教育活動。

○【大野委員】 いや全体を通じて。

○【雨宮教育長】 全体ですか。

○【大野委員】 では、もう1回やります。

○【雨宮教育長】 大野委員、お願いします。

○【大野委員】 二中は、今、言ったような項目は見受けられたのですがけれども、書かれているのですが、もう少し具体的な新たな特色、「ああ、こんなことをやっているのだ」という地域との連携の充実した取組というのがもしあれば教えてください。

○【雨宮教育長】 では、二中にはそういう記述があるけれども、他の学校ではどうだと。

小島指導主事、お願いいたします。

○【小島指導主事】 一番多くの学校で取り組まれているのは、1つは登下校の見守りというところで、第六小学校ですとか、第七小学校の見守り会というのは、非常に充実した取組がありますので、地域連携という見方をしたときに、そういうことが1つあるかと思います。

また、ほかの学校でとなりますと、例えば国立第八小学校で行われているのは、地域の方または一橋大学の大学生の方と一緒にコミュニティを形成していく中で、例えば運動会の中でいろいろな支援をしていただくという取組をしていたりとか、あとは積極的に教育活動に取り組んでいただいて地域の方のお話を聞きながら、子どもたちの学びを充実させていくという取組ももちろんございます。

また、中学校ですと、国立第二中学校で行っているボランティア活動ですね、花を植栽する花植えボランティアの方とかは、まさに地域の方が積極的に関わっていただいて、生徒と共に地域と一緒に活動するという活動になっておりますので、そういったところ、なかなか教育課程の中で、一中については書かれているところがあるのですが、そういったところで地域との連携といったところの充実、さらには好事例をほかの学校にも教育委員会を通じて広めていく、また校長会を通じて広めていくことによって地域連携の充実を図っていきたいと考えています。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 これいいと思うのですが、地域と連携した教育活動というのは、今後、それをどんどん進めていってもらえたら、いろいろ面白いのではないかなと、そんな感想を持ちました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにごございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 まず、最初に要点として、11校全部4ページにわたってまとめていただいて、非常に分かりやすく、各学校の特色とか、それから共通しているところが一目瞭然で、詳しく各学校を読み込んでいけばいいのでしょうか、ぱっと見たときに全体が分かっているということ、お互いに参考になるのではないかと思います。もし可能だったら、特別支援学級についても一覧があるといいかなということが1つ目です。

それから、やはり教育委員会の中の重点目標と、それから各学校の教育目標、重点目標というのは、これはもうつながりが切っても切れない関係にあると思いますので、例えば一小でいったらば、1番のフルインクルーシブ教育の理念に基づいた云々とありますけど、その後ろに市の教育目標の(2)なのですよと、後ろにちょっと(2)とか入れていただくと、市とのつながりが明確かなと。③のコミュニティ・スクールのことにつきましたらば、(5)として地域と連携した教育活動の充実とか、こんなことを入れる方法もあるのではないかなと。そうすると、もしかしたら、ここが特に重点、例えば(5)がたくさん並んでいけば、この学校は(5)にすごく力を入れているのだなとか、そういうことも分かってきますし、さらに見やすくなるのではないかなということも私としては感じました。これもまた何かの機会にご検討いただければと、感想、意見ということです。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。その対応表みたいな形で一目で見られると分かりやすいというご指摘を頂きました。ありがとうございます。検討させていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 1つの市の教育課程をこれほどしっかり見たのは初めてのことだったので、本当に各学校膨大な項目を当たり前ですけれども、教育活動として年間を通じてなされるのだなということを改めて感じました。

ですから、具体的にそれをどうやってやっていくかということが、これから現場に課されていることだとは思いますが。と同時にやはり先生方の日々の教育活動とこういう目標がどのように連携しているのかということ、先生方1人1人がどうやって意識できるかなということも大切な気がしております。

それは研修とか、そういうことで簡単にできるものではないですし、校長が、これが今年の教育課程ですからと言って周知してもというところもあるのですけれども、その辺りを教育委員会としてバックアップできることがあれば、私自身も含めて、ぜひやっていきたいなと思います。改めてそう思います。

そうでないと、やはり先生方の働き方改革といましようか、忙しさというのが、これを読んだだけでも想像ができてしまうというのが率直な感想でございました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。我々はやはり学校の応援団、縁の下の力持ちというのかね、そういう役割を担うのだらうなということだらうと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第12号「令和6年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について」は可決といたします。

では、ここでおおむね1時間が経過いたしましたので、この部屋の時計で3時10分再開いたします。
よろしく願いいたします。



○議題（5） 議案12号 くになち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について

○【雨宮教育長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

次に、議案第13号「くになち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。

土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 それでは、議案第13号「くになち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、ご説明いたします。

内容といたしましては、教職員の牛乳除去に係る給食費の返還について新たに定めるため、規則の一部を改正するものでございます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。左側新規則では、第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に、次の1項を加えますとともに、第3項として「前項の規定は、牛乳によつて起こるとみなされるアレルギー等の疾病を有する教職員について準用する。その場合において、同項中『その旨』とあるのは『医師の診断書等を添えてその旨』と読み替えるものとする」という文言を追加しております。

最後に付則でございますが、1としてこの規則は、令和6年4月1日から施行することとし、2として改正後のくになち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則の規定は、規則の施行日の以後に実施する給食に係る給食費について適用することとしております。

これにつきましては、今回なぜこの規則の一部改正を行うかの理由でございますが、まず国立市の学校給食における牛乳除去者の令和5年12月時点での状況についてご説明をさせていただければと思います。

学校給食喫食者数は、児童生徒及び教職員等で約5,100食でございます。食数に対して牛乳除去の申請の割合は児童生徒では3.8%でございます。対して教職員は17.9%でございます。他市の状況を見ますと、そもそも申請申出等により教職員の牛乳を停止する制度がない自治体が大半を占め、仮にあったとしても、医師の診断書等の提出、確認が必要である自治体となっております。今年度新たに食育推進・給食ステーションに組織が生まれ変わったことを契機として、今まで慣例となっていた事柄について再点検、見直しに取り組んでおりまして、これは将来的に避けることのできない、給食費会計の公会計化を見据えて、その準備として1つ1つ組織の変更や手続を是正することをしている最中でございます。

教職員の牛乳除去についても今、申し上げました他市の状況も参考として、本則に立ち戻り、令和6年度から原則は認めない方針とするための規則の一部の改正でございます。ただ、教職員の中にもアレルギーや疾病により飲料することができない方もいらっしゃいますので、このような方に関しては、医師の診断書等の添付によって、例外的に認めることとするものでございます。

ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 今のご説明で、ほかの市ではこういったことがあまりないとおっしゃっていましたか。

○【雨宮教育長】 土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 牛乳除去を、児童は別として、教職員の方に牛乳除去の制度がないという自治体が大半でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 同じことになってしまうかもしれないのですが、そこで国立市がそれをやる理由というのを、すみません、もう一度お聞かせください。

○【雨宮教育長】 土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 今、現状を申しましたとおり、児童生徒の牛乳除去の申請数というのは3.8%なのですね。それに対して教職員に関しては17.9%が除去の申請の割合という形で、さらに高い数字が出ております。

ほかの自治体はまず制度がないことと、あと制度があったとしても医師の診断書が必要という自治体なのです。国立市は特段申請があれば、医師の診断書が今までは必要なかった、ただ申請をすればよかったという形だったのですが、これからはもしそういう疾病やアレルギー等がある方に関しては、しっかり診断書を添付していただいて、そのことによって例外的に牛乳除去を認めていくと。基本的に普通の疾病とかならない方に関しては牛乳をしっかり飲んでいただくように、変えていきたいと思っているところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 先生は何らかの理由で飲まないというのだったならば、もうそれだけでいいのではないかと私は思ったのですね。わざわざというか診断書まで添えて、私はこういうアレルギーがあるので、それで飲めませんということまでやる必要があるのかなと。

○【雨宮教育長】 土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 まず、教職員は当然異動されますので、国立市に限らず、ほかの市にも行かれる方はいるだろうと、大体6年周期で異動されると思うのです。今回申請される方の中には、例えば牛乳を飲む習慣がないからとか、飲むと栄養過多になるからとかというちょっとおおよそ牛乳飲用を除去する理由とは思えないような理由の方も実際のところいらっしゃるの事実なのですね。これに関しては、繰り返しになるのですが、ほかの市を参考とさせていただいた中で、基本的には認めない。あるいは認める場合は医師の診断書等が必要という市が、多摩市以外は全部同じ、そうやっているの、国立市も基本的に、まず教職員のは規則に書いてないのですが、今回は規則にしっかり書かせていただいて、本則に立ち戻ってやっていきたいなと思っているという形になってございます。

飲みたくないから飲まないというのは、子どもたちに飲んでもらっている関係、子どもたちもやはり苦手な子がいらっしゃるの、その子たちと比べてもやはり教職員がそういうわけにもいかないかなと思っておりますね。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 細かいことにあまり時間をとるのもあれなのですが、ちょっとお腹の調子が悪いときとか、それも大人の判断で、そこまで何か診断書と、医者に行かなければいけないわけではないですか、診断書をもらうということは。そこまでやるのかなと、不可思議な感想を持ったところです。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 私も同じですね。やはり教職員が私は飲めませんという言葉でそれを信じてほしいなど。実態がいろいろあるようですけども、何かそれは寂しいですよ。何か私はアレルギーだから飲めません、だから除去してくださいと、その分は引いてくださいではないかと思うのです。医者への診断書。医者に行く時間、医者への診断書料金はどうか、いろいろ気になるところがあるのですが、どうなのか。もっと信頼し合えるような人間関係でいたいなという希望を持ちます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 今、この議論の中で医師の診断書等を添えてその旨という言い方がありまして、ある意味規則上、原則論はあったとしても、運用の中で少し工夫できる余地もあるのかなと思いますので、その辺ご意見を踏まえて、再度事務局のほうで運用面の中で、原則論と運用面の中で整理をさせていただければなと思っております、今のご意見を聞いて。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。操木委員が例えば時間的に医療機関に行かなければいけないとか、費用が発生するという問題をクリアするために他の方法がないかということ、運用の中で事務局としては検討したいよと捉えてよろしいですか。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 例えばこの診断書の代わりに、本人の直筆の飲めませんと一筆書いてもらうとか、ある意味ほかの処方があれば、ほかの処方というところで、やはり規定の中で、飲めない人の配慮は必要だということは考えていますので、手間がかからない形の工夫というのは考えていければなと思えました。よろしくをお願いします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見等ございますか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 質問ですけれども、この給食の除去について、教職員関連で牛乳以外にも何かあるのですか。牛乳だけですか。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 担保するのは牛乳だけです。

○【篠原委員】 分かりました。ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。

○【篠原委員】 はい、了解しました。

○【雨宮教育長】 私から1点。手続関係なのですけれども、ある意味大きな制度変更という形になるので、教職員の皆様への説明とか、学校とも連携しなければいけないのですが、その辺はどのように考えているのか、教えてもらえますか。

土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 まずこの牛乳除去に関しましては、あらかじめ校長会のほうにご説明を差し上げました。当然、その事前に校長会長にもお話をしたのですが、私のほうでたたき台の文章を作って校長会のほうで了承を頂きました。

了承頂いた中で、それは学校長宛ての文章だったものですから、私の名前で教職員宛ての文章を作ってほしいということで、私のほうで教職員宛ての文章を作って、2月28日の発出の日付にして、各学校の教職員分プラス何枚かを配付しております。多分学校のほうで3月に入れば、職員会議等あるかと思うので、その時期を見計らって校長のほうでその紙を配っている状態。多分もう配り終えているかなとは思

っているのですが、配っている状態でございます。

当然問合せの電話番号とか書いてあるのですが、今のところ大きな問合せはなく、1件だけ、診断書は毎年提出ですかというお話があったものですから、それに関しては話し合った結果、3年に1回でいいのではなかろうかということで、校長先生方のほうに3年に1回でお願いしますというお知らせの文章を出したところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。今のところ大きな問合せはないということだそうです。4月1日にまた人事異動があるので、新たに来られる先生方にもやはりこのことはまたちゃんと伝えてもらわないと混乱してしまうことあるかと思っておりますので、その辺りはぜひ丁寧にやっていただいたほうがいいのかなと意見として申し上げさせていただければと思います。

それでは、採決に入りたいと思います。様々なご意見頂いたところでございますけれども、ご異議といえますか、いろいろなご意見があったところなのですが、運用を工夫したいという事務局からの補足説明も入ったところでございます。

では、可決という形でよろしいでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 運用面での配慮というお話がありましたので、そういった条件つきということで可としたいと思います。

○【雨宮教育長】 では、今、運用面での工夫をしてほしいというご意見を伺った中で、そのような取り扱いをする中において、可決ということでどうかというご意見がございましたので、そういう形でもう一度諮らせていただければと思います。

当初どおりということではなくて、様々な教員への配慮をする中において、この規則について可決をしていきたいということでお諮りしたいと思いますけれども、それでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。できれば、その取り扱いについて、これはこれで可決ですけれども、このように工夫、取り扱いをしましたというのを、なるべく早目に直近の定例の教育委員会の中で報告をしてもらえればなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、議案第13号「くにたち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について」は可決いたします。ありがとうございます。



○議題（6） 報告事項2） 国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて

○【雨宮教育長】 次に、報告事項2「国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて」に移ります。

石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、報告事項2「国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて」を報告いたします。A3横の資料を御覧ください。

教育振興施策の体系は、教育委員会全体の施策を体系的に整理し、一覧できる表として作成しているものです。構成は一番上に国立市教育委員会の教育目標を記し、次に国立市教育委員会の基本方針1から4までを示した上で、その下に表形式で施策の目標や施策の柱、主要施策、主要事業・主な取組、主管課までを一覧としたものでございます。毎年度見直しており、令和6年度の開始に当たり、事業の追加や修正

を行います。なお、追加修正につきましては、赤字の見え消しで記しております。

では、表の見出しから施策目標、施策の柱、主要施策、主要事業・主な取組、主管課の順で説明をさせていただきます。

施策目標の1番目「豊かな心と確かな学力を見につけた、健やかな子どもを育てます。」の中の施策の柱1番目、「自他の生命を大切にし、人権尊重の精神を重視した『人権教育』」の主要施策1「人権教育の推進」におきまして、「人権授業」を追加し、「校内体制の整備」を削除いたしました。

次に、2段下の欄です。同じ施策の柱、主要施策3「安全教育の推進」におきまして、「自ら感染症対策を実施できる態度の育成」を削除し、「『命の安全教育』の実施」を追加しました。

次に、同じ施策目標、施策の柱2番目「主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、確かな学力をはぐくむ教育」の主要施策1「授業改善の推進」におきまして、「授業改善の取組を活性化」の表記の前に「『個別最適な学び・協働的な学びの』充実による」を追加いたしました。

2段下、同じ施策の柱、主要施策3「外国語（英語）教育の推進」におきまして、「小学校外国語活動（第3・4学年）、外国語指導（第5・6学年）の充実」を削除し、「体験型英語学習の導入（TGG）」を追加しました。

その下、同じ施策の柱、主要施策4「学習習慣の定着を図る取組」におきまして、「放課後学習支援教室授業の推進」の「推進」を「充実」に修正しました。

次に、施策の柱4番目「健康な身体をはぐくみ、体力を高める教育」、主要施策1「体力向上に向けた取組の推進」におきまして、「『運動の楽しさ伝え隊』派遣事業の実施」それから「家庭との運動機会の確保等の連携」「オリンピック・パラリンピック教育の推進」の3事業を削除し、「学校2020レガシーの推進」を追加しました。

その下、同じ施策の柱、主要施策2「基本的生活習慣確立の取組」におきまして、「児童・生徒が考える学校ルールの策定（改善）」を追加いたしました。

その下、主要施策3「健康管理の取組の推進」におきまして、「感染症対策の実施・徹底」を削除しました。

その下、施策の柱5番目「安心、安全な給食の提供と食育」、主要施策1「食の安心安全の推進」と2「学校、家庭、地域等と連携した食育の推進」におきまして、主管課の1つを「給食センター」から「食育推進・給食ステーション」に修正し、主要施策2の主な取組におきまして、「食育教育の推進」の表記の前に「全世代を対象とした」を追加いたしました。

次に、施策目標、大きな2番「学びをつなげ、途切れない教育と支援を行います」。施策の柱2番目です。「児童・生徒一人一人のよさや可能性を引き出し、そのニーズに応じた教育」。主要施策1「フルインクルーシブ教育の推進」におきまして、「フルインクルーシブ」を「一人一人がその子らしくいられる」に修正し、「の実現を見据えた」部分を削除いたしました。

その下、同じ施策の柱、主要施策2「特別支援教育体制の充実」におきまして、「特別支援教育校内委員会の開催、特別支援教室及び特別支援学級の教育活動の充実」、「トライアングルプロジェクトに基づく福祉との連携」の3事業を削除し、「交流及び協働学習の推進」の「推進」の表記を「充実」に修正しました。

その下、主要施策3「教育相談体制の充実」におきまして、「国立市総合教育センターの整備・運営」の「整備」の表記を削除し、また主管課の1つに「総合教育センター」を追加しました。

その下、主要施策4「いじめ問題。不登校の対策の推進」におきまして、「教育支援室運営協議会及び

学校と教育支援室の連絡会の開催」を削除し、「不登校児童生徒の『指導上の出席扱い』に係るガイドラインの策定」の「策定」を「運用」に修正し、「居場所の拡充及び不登校特例校の調査・研究」の「不登校特例校」を「学びの多様化学校」に修正し、主管課の1つに「総合教育センター」を追加しました。

裏面を御覧ください。同じく施策目標、施策の柱3番目「就学前教育機関等との連携を重視した就学の支援」、主要事業1「幼保等との連携の推進」におきまして、「スタートカリキュラム研修会の実施」の「実施」の部分「充実」に修正し、「国立市立小学校入学前説明会」と「都の研究協力地区としての実践」の2つの事業を削除しました。

またその下、主要施策2「連続性のある発達支援の推進」の「国立市総合教育センターの整備・運営」を削除。ここですみません、おわびします。この部分を赤字で表記でしたが失念しました。申し訳ございません。赤字として見てください。こちらを削除し、また主管課の1つに「総合教育センター」を追加いたしました。

続いて、施策目標、大きな3番「教員の資質・指導力とともに、学校の経営力・組織力を高めます」の施策の柱1番目「教員の授業実践力・生活指導力の養成」。主要施策1「教職員研修の質的向上」の「研修」を削除しました。また、主要施策の部分では、「特別支援学級等研修会の実施」「支援員・指導員の研修の実施」「特別支援教育の理解推進」の3つの事業を追加し、主管課の1つに「総合教育センター」を追加しました。

同じ施策目標、施策の柱2番目「教職員の学校経営参画意識の高揚と課題解決力の向上」。主要施策1「教育リーダー育成」におきまして、「学校マネジメント講座Ⅱ」を追加し、「国立市教育リーダー研修」を削除しました。同じ施策目標、主要施策3番目「学校の教育目標を実現できる組織力の向上と特色ある学校づくり」、主要施策2「教員の働き方改革の推進」におきまして、「経緯支援を担う分掌の設置」を削除し、「採点システムの導入の試行的導入」の「の試行的導入」部分を削除いたしました。

続いて、施策目標の大きな4番「学校教育環境等を整備充実します」の施策の柱1「豊かな学びを支える学校施設・設備の整備」。主要施策4「給食センターの整備・充実」におきましては、その項目全てを削除したところでございます。

次に、施策目標大きな5番「社会との関わりの中で豊かな学びを実現します」、施策の柱1番目「学校・家庭・地域の連携・協働の仕組づくり」、主要施策1「開かれた学校づくりの推進」におきまして、「学校評議員制度の活用」を削除し、「コミュニティ・スクールの導入に向けた検討」の「に向けた検討」の部分削除しました。

同じ施策の柱、主要施策4「安心・安全のための取組の推進」におきまして、「新学校メール配信システム」の部分の「新」を削除したところでございます。

その次の欄、主要施策5「近隣高校・大学との連携推進」におきまして、「部活動地域連携についての協議」を追加いたしました。

施策目標大きな6番「生涯にわたって豊かな学びと、文化・芸術、スポーツ活動を支援します」におきまして、施策の柱1番目「生きがい、ふれあいを育む生涯学習」の主要施策1「地域の活性化・ネットワークづくりに向けた社会教育の推進」におきまして、「自立に課題を抱える若者支援事業」を「多様な背景のある子ども・若者支援」に修正し、「外国人を対象とした施策のための日本語教室の開催」の「開催」を削除しています。

次の欄、同じ施策の柱、主要施策2「公民館・図書館を中心とした学習機会・学習情報提供の推進」におきまして、「人権・平和・憲法講座の開催」の表記を「人権・平和・憲法に関する講座」に修正し、同

じ主要事業の中で「第四次国立市子ども読書活動推進計画策定」を削除しました。

最後になります。同じ施策目標1、施策の柱4「体力・健康の保持、増進を図るスポーツ・レクリエーション」、主要施策1「市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進」におきまして、「体育協会」を「スポーツ協会に」修正し、「地域スポーツクラブ」を追加いたしました。また、「地域スポーツクラブ運営支援事業」を削除したところでございます。

長くなりました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、よろしくお願いいたします。

○【操木委員】 表の面の「自他の生命を大切に」というところの、主要施策3番の「安全教育の推進」のところ、1つ目のところは、これは削除という意味ですね。「自ら云々」ところ。よく読めないのですけど。そして、削除されて、その後ろのほうに『『生命の安全教育』の実施』という項目が加わるということととてもいいことだと思うのですけれども、この位置は変わるのですか。一番最後につくのですか。もしあれでしたら、これはすごく大事なことです。順位的に前のほうに持っていったほうがいいのではないかなという意見です。それが1つ。

それから、裏面の「生きがい、ふれあいを育む生涯学習」のところの、1番の「地域の活性化・ネットワークづくりに向けた社会教育の推進」のところの削除してあるところですね。「自立に課題を抱える」を削除した。これとてもいいことですね。なぜもっと早く気がつかなかったかなということで、これは本当に削除すべきだなと。意見として2つ述べさせてもらいました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ご意見として賜ったということで受け止めさせていただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。

篠原委員、よろしくお願いいたします。

○【篠原委員】 裏面の3番「教員の資質・指導力とともに」というところの1番の項目名ですが、「教職員の質的向上」になるということですよ。

先生方に違和感がなければなのですが、何となく教職員の研修だったら質的向上というのがありますが。だから教職員の資質向上とか、分かりません。何か別の言葉のほうがいいかなと思いました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そうですね、人の資的向上というのはちょっと違和感がありますね。

○【篠原委員】 先生方がこれを御覧になって「えっ？」と思われると思うのではないかなと思いました。

○【雨宮教育長】 今の資質向上みたいな形でおっしゃっていただいた、そちらのほうが表現としては適切かなと思います。ありがとうございます。

操木委員、よろしくお願いいたします。

○【操木委員】 1つ忘れていました。裏面の「教育リーダー育成」のところ、国立市教育リーダー研修会がなくなって、その代わりにこの学校マネジメント講座Ⅱが入るとい、そういう捉え方でしょうか。私は国立市の教育リーダー研修会に何回か、この会でも感想として述べさせていただいて、非常に評価していたのですが、それがなくなるというかわるものという、そういう意味なのでしょうか。これは質問です。

○【雨宮教育長】 では、小島指導主事、よろしくお願いいたします。

○【小島指導主事】 ご質問いただきました件ですけれども、国立市教育リーダー研修会として、年に4

回実施していたものに関してはなくなります。なくなっておしまいというわけではなくて、もともと学校マネジメント講座Ⅱというものが、実は7月の夏休みの最終週くらいに、例年開催しているのですが、こちらのほうに事業的なものを部分的に吸収合併するような形にして、こちらで充実させていくという形にしております。ですので、定例的に5月頃から10月までに行っていた年4回の研修は、この1日研修として夏休み期間中に実施するという形に変更させていただいております。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。組み替えを行うということですね。操木委員、よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにごありますか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 裏面の一番上なのですけれども、幼保小の連携で、この間で終わったというイメージがあったのですけれども、ここに書かれていることというのは、引き続きか、また内容が変わって継続されるのか、その辺を教えてください。

○【雨宮教育長】 小島指導主事、お願いいたします。

○【小島指導主事】 東京都からの研究助成を頂いての研究については、今年度で終了という形になります。ただ、国立市に関しましては、その研究していただく前からこの枠組みの中で、園長・校長会ですとか、幼保小子ども園等の教員との連絡協議会というのは開催しておりますので、そこは引き続きというところで、都の研究奨励で培ったノウハウですとか、経験値といったところを生かしながら、引き続き発展させていくといった狙いがありますので、継続的に会議体等は持ちながら進めていくところになります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 今日は時間がないので結構なのですけれども、こういう会議をやっている、例えば幼稚園、保育園も、それから小学校もやることによって具体的に変更した点、連携をすることによって「あっ、そうだな」とお互いいろいろ思って具体的に以前と違った点というのがあったら、次回でいいのでお聞かせください。

○【雨宮教育長】 この間の資料を見ていただくと一番いいのかな。今日ちょっと時間の関係がありますので。

では、操木委員、どうぞ。

○【操木委員】 では、今のことですけど、研究に非常に熱心に取り組んでいただいて、そして以前より増してその意識が高まったかな、お互いの教育機関の意識が高まったかなと感じております。これは研究のための取組ではなくて、取組を充実させるためにその研究の機会を活用したという捉え方ですので、研究している機会よりもさらにこの幼保小連携が充実していくことを強く願っておりますので、よろしくお願いたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。教育フォーラムでこのことを取り上げて、そのときに私は言えなかったのですが、後から考えて思ったのは、コンパクトな国立であるからこそああいう取組ができたということもありますので、これを本当にいい文化としてぜひ続けていってもらえたらいいなと思います。

どうしても教員側は必異動があつて、一定程度で替わっていつてしまうこともあろうかと思っておりますので、それを次へ継続していくというのは非常に大事ではないかなと私も思っておりますので、よろしくお願いし

たいと思います。

篠原委員、どうぞ。

○【篠原委員】 表面の「安心・安全な給食の提供と食育」の1番の一番最後の項目に、「全教員への救急救命法講習」というのがありますが、これはご担当の部課とかの関係もあるのかもしれませんが、何となくぱっと一読したときには、これは上の3番目の安全教育とか、そちらのほうなのかなという印象がありました。

これ、きっとアナフィラキシー関連でこの辺に入ったのかなと想像しますけれども、どちらかというところではAEDとかそういう方面であれば、別に食事だけのことではないかなと。夏の炎天下で子どもが急に倒れたとか、そういうことも含めての講習かなと思ったので、もう少し何か全体のほうに入ったほうがいい項目かしらと感じましたので、ご検討ください。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

では、小島指導主事、お願いいたします。

○【小島指導主事】 少し補足で説明させていただくと、ご指摘いただいた「救急救命法講習会」というのは、実は2つの視点があって、1つが心肺蘇生とつながっているAEDを使った講習です。その部分に関しては、委員のご指摘のとおり、上のほうの項目に入るといいますし、もう1点が、アレルギーに関する研修というのをやっております、これは主に食べ物に関するアレルギーというところがありますので、そういった面に関しては、ここの「食の安全安心の推進」というところに含まれていると思っております、今のところ名称的には1つにくくってしまっているのでもこの位置になっているのですが、ちょっとばらすのがどうかということも内部で検討させていただきたいと思っております。

○【雨宮教育長】 よろしくお願ひしたいと思ひます。では、皆さん、大体出そろいましたかね。

操木委員、どうぞ。

○【操木委員】 表の「健康な」というところの1番の「体力向上に向けた」というところなのですが、これ東京都との関係と一緒に取組なのですか。「学校 2020 レガシー」の言葉なのですが、これはやはり一教育委員会という問題ではなくて、都とかそういったところのつながりなのではないかということが質問です。言葉としてどうなのかなと。そろそろかなと思ひているのですがけれども、それは東京都としての取組とか国とか、そういうつながりがあるかここに出ているかなと。そこだけちょっと説明をしていただければと思ひます。質問です。

○【雨宮教育長】 小島指導主事、お願いいたします。

○【小島指導主事】 それでは、私から説明させていただきます。「学校 2020 レガシーの推進」というところがありまして、もともとはオリンピック・パラリンピック東京大会を起因として、オリンピックに関する教育を推進いきたいと思いますというところがありました。これは一概にスポーツのみではなくて、学校にもともと根づいている文化的なものも学校レガシーとして残していきたいと思いますというところがありました。例えば国立第二小学校でいうと、二松クラブとかは学校 2020 レガシーという位置づけで、今、教育活動を行っているところがあります。これは都のほうからも、ぜひ東京大会を1つの機運として始めたものでありますので、引き続き学校文化として、学校 2020 レガシーとしてやっていただきたいという依頼を頂いておりますので、名称としては残しながら学校それぞれ培ってきた文化ですとか、スポーツの部分ですとか、そういった学校に根づいたレガシー的なものを推進していきたいと思いますという取組を国立市としても一緒にやらせていただいているという位置づけでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、どうぞ。

○【操木委員】 実は分かっていたことを聞いたのですけれども、ここを出していただくことによって、やはりこういう言葉が出てくるとちょっと古いのではないかなとか言う人もいますので、こういう意図ですよということを時々情報提供していただくとスムーズに進むかなと。例えば二小の話が出ましたけれども、こういうことでやっていますよということもどこかでつけていくといいかなと思いました。どうもありがとうございました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。



○議題（7） 報告事項3） 国立市地域学校協働活動推進員設置要項案について

○【雨宮教育長】 次に、報告事項3「国立市地域学校協働活動推進員設置要項案について」に移ります。荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、報告事項3「国立市地域学校協働活動推進員設置要項案について」ご報告いたします。

本要項は、コミュニティ・スクールを効果的に運用するために、不可欠となる地域学校協働活動との連携を推進するに当たり、学校と地域をつなぐ調整役となる地域学校協働活動推進員に関し、教育委員会事務局の内規として必要な事項を定めるものです。資料を御覧ください。

第2条、設置の目的については、地域学校協働活動に関する事項について、教育委員会の施策に協力して、地域住民と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言とその援助といった形になります。

第4条、定数については、各校区1名を原則といたします。

第5条、資格及び委嘱については、（1）地域における社会的信望がある者、（2）地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者。これらのうちから学校長の推薦により教育委員会が委嘱するという形になります。

第7条、活動の内容につきましては、次の活動となっております。（1）地域の共通課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動、（2）地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動、（3）学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動、（4）学校運営協議会等の運営補助に関する活動、（5）その他推進員の設置の目的に達成するために必要な活動となっております。

第10条、費用弁償等については、別に定めるとありますが、1回1,800円とし、月8回を限度とするという形になってございます。

本要項の説明は以上ですが、令和6年度は、国立第四小学校及び国立第三中学校がコミュニティ・スクールを導入いたしますので、この2校に推進員を1名ずつ委嘱する予定でございます。

報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。学校運営協議会と同様なものとして運営していくという形になるかと思います。操木委員、どうぞ。

○【操木委員】 地域学校協働活動推進員（以下「推進員」）、それで推進員、推進員という言葉が動いていくのですけど、地域と学校の協働というところがすごく大事なことだと思うのですよね。だから協働推進員とか、そういった言葉では駄目なのではないかな。これもご検討いただければと思います。何か推進

員という、何の推進員というところが、協働とついているともっと分かりやすいというか、どうなのでしょうね。という感想、感じたままですね。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。行政のスタイルという部分もあろうかなと思いますけれども。

○【操木委員】 そういうこともあろうかと思うのですが、感じたことだけです。

○【雨宮教育長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に参りたいと思います。



○議題（８） 報告事項４） 市教委名義使用について（９件）

○【雨宮教育長】 報告事項４「市教委名義使用について（９件）」に移ります。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、令和５年度２月分の教育委員会後援等名義使用について報告いたします。

お手元の資料のとおり、後援名義の承認は９件でございます。

まず１件目は、一般社団法人日本囲碁将棋協会主催の「国立親子将棋体験会」でございます。将棋を通して地域の交流や子どもたちの集中力、コミュニケーション能力を養う環境を提供することを目的に将棋の体験会を行うもので、参加費は無料となっております。

続きまして、第３４回ファミリーフェスティバル実行委員会主催の「第３４回ファミリーフェスティバル」でございます。子どもを中心に家族で楽しむことを目的に、体育館及び周辺でスポーツやゲーム体験を行うもので、参加費は無料となっております。

続きまして、くにたち市民オーケストラ主催の「くにたち市民オーケストラ第４６回ファミリーコンサート」でございます。地域の幅広い年齢層に向け、気軽にクラシック音楽を楽しむ機会を提供することを目的に演奏会を行うもので、参加費は無料となっております。

続きまして、One hour Concert事務局主催の「１時間の小さな演奏会One hour Concert楽しい弦楽器の世界」でございます。ゼロ歳から６歳までの子どもとその保護者を対象に弦楽器による演奏会を行うもので、参加費は小学生以下５００円、その他一般１，５００円となっております。

続きまして、ひらくスペース主催の「落語ワークショップ@ひらくスペース」でございます。「孤独・孤立」の緩和を目的に、市内の小中学生を対象とした落語に関するワークショップを行うもので、参加費は無料となっております。

続きまして、社会福祉法人国立市社会福祉協議会主催の「ガムランライブ」でございます。地域に福祉活動を還元することを目的に、誰でも参加できるライブを開催するもので、参加費は無料となっております。

続きまして、くにたちさくら音楽隊主催の「くにたちさくら音楽隊」でございます。乳幼児から高齢者まで様々な方にジャズの生演奏を楽しんでもらうことを目的にジャズコンサートを行うもので、参加費は小学生以下無料、中高大学生１，０００円、その他２，０００円となっております。

続きまして、国立大学法人一橋大学主催の「『一橋大学と社会をつなぐ講座シリーズ』令和５年度第２回公開講座」でございます。一橋大学の教育を広く社会に開放し、地域社会の文化の向上に寄与することを目的に公開講座を行うもので、参加費は無料となっております。

最後に、NPO法人日本アウトフィットネス協会主催の「第９回多摩川ウルトラマラソン（２０２４東京ウ

ルトラマラソン)」でございます。アウトフィットネスの普及及び多摩川や国立市などの魅力をアピールすることを目的に多摩川を往復するマラソン大会を実施するもので、参加費は記載のとおりとなっております。

以上、9件につきまして、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。



○議題（9） 報告事項5） 要望書について（1件）

○【雨宮教育長】 報告事項5「要望書について（1件）」に移ります。

石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 要望は1件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「デジタル化で、①スタディノートに類するものの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の要望書」を頂いております。

説明は以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。事務局より補足説明はありますか。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 今回の要望書については、5点の要望がかけられております。1問1答の形で見解を示させていただきます。

1点目、PCソフト「スタディノート」のようなシステムを導入すべきでないと考えてはどうか。また、文部科学省や都教委に「スタディノート」のようなシステムを普及させないように意見書を出してほしいということです。

見解といたしましては、「スタディノート」のように、子どもたちの考えを集約して映し出し、分類分けのできるソフトは既に導入してございます。要望者の懸念されていることは、運用上、家庭の様子などを詳細にアンケート等で聴取すべきでないという点にあるかと思いますが、おっしゃるとおり、生活指導や心身の状況等を把握する上で必要な最低限の質問項目にとどめ、プライバシーに関係するような詳細な内容については項目に入れるべきではないと考えております。

しかしながら、このシステム自体は、子どもたちが他者の考えに触れたり、教員が多くの考えを整理したりすることに大変有効なシステムであることから、文科省や都教委に本システムを普及しないように意見書を出すことはいたしません。

2点目につきましては、「授業アンケート」について、「授業は分かりましたか」など二択の回答のみでは人権や多様性を認めず、同調圧力に屈する人間を育てることになってしまうため、もし、君が代を扱う場合は、「分かる」「分からない」だけでなく、「教員の言葉の意味するところは理解しているが、私はその内容には反対です」といった項目も設けてほしい。その旨を校長を含む教職員に伝えてほしい。また、文科省や都教委にこのような配慮もすべきだという意見書を出していただきたいということです。

見解といたしましては、要望者のご意見のとおり、二択の回答のみのアンケートは適切でないと考えております。1人1人が持つ多様な思いや考えを大切にするには、記述式も併せて用いていく必要があります。国歌についてのそのようなアンケートをとることは考えにくいので、要望者のご提案のような項目を

教職員に伝えることはいたしません。

3点目です。6月16日付の朝日新聞京都版にあった、6年生が自分の意志で国歌斉唱の際に不起立・不斉唱を行った件について、このことを参考とし、人権や多様性を認めず同調圧力に屈する人間を育てることがないように本市の小中の校長を含む教職員に伝えてほしいという要望です。

見解といたしましては、国歌斉唱により同調圧力に屈する人間を育てるという認識はございませんが、ご紹介の事例は、自身の意見をしっかりと表明して行動している事例であり、そのような判断をする児童生徒がいるのであれば、その行為は尊重されるべきであると考えております。

4点目、特定の思想や政権政党の政策の強化をする国を愛する心情の強制や、自衛隊や米軍基地の問題等の道徳や社会科の授業についても、十分に配慮するよう校長を含む教職員に伝えてほしい。また、文科省、都教委にこのような配慮をすべきだという意見書を出していただきたい。なお、道徳の「国を愛する心情」「家族愛」の教材を扱う授業では、「国家の帰属意識よりも尊厳・人権のほうを大切に」と考えたり、「シングルマザーやヤングケアラー家庭、最近肉親を亡くした」等の児童がいる場合は、全児童が書き込んだ意見を機械的、一律に大画面に映し出すことを避けて、例えば挙手ボタンを押した子だけ映し出したりする等の配慮が必要であるというご意見です。

見解といたしましては、学校は学習指導要領の内容に基づいて授業づくりを行います。特定の思想や政権政党の政策を強化することはありませんので、特に教職員にお伝えすることはいたしません。

ただし、要望者のご指摘のとおり、様々な状況の児童生徒がいる中で、全児童・生徒の意見を大型画面に映し出す際には配慮が必要であるといったご意見は、現場でも留意しなければならない内容だと考えております。

最後5点目です。将来「教育ダッシュボード」を利用する際は、担任、学年団、同一教科の教員以外は、教員や生徒がタブレットに入力した内容を見られないようにしてほしいというものです。

事務局見解といたしましては、教育ダッシュボードと似たようなシステムを使用する場合、教育委員会はシステムの管理者として、児童生徒の学習履歴などを確認することができますが、何かトラブルがあった際に対応するものであり、その他の目的で閲覧することはございません。その他、学習履歴などが外部に漏れるようなことがないように個人情報の管理は確実に行ってまいりますといったものです。

説明は以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、よろしければ、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきたいと思っております。どのようになりますでしょうか。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 それでは、次回の教育委員会でございますが、4月23日火曜日、午後2時から、会場は市役所の3階第4会議室を予定しております。よろしくをお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、傍聴の皆様、大変お疲れさまでございました。本日の会議はこれで終了といたします。ありがとうございます。

午後4時05分閉会